

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	平成28年度 第1回 川西市損害評価会		
事務局(担当課)	市民生活部 生活活性室 産業振興課		
開催日時	平成28年8月29日(月) 午前10時～午前10時30分		
開催場所	川西市役所 地下1階 B01会議室		
出席者	委員	西田 信治、篠木 善和、山田 武司、 天津 恭至、橋本 信一	
	その他		
	事務局	金淵室長、人見課長、松田主査、上中主任、高田	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会議次第	(1) 平成28年産水稻引受状況について (2) 分割評価割合の基準について (3) 平成28年産水稻損害評価方法及び日程について (4) 平成28年度水稻共済損害防止事業補助金について		
会議結果	別紙のとおり		

審 議 経 過

事務局	<p>本日は、皆さまお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 定刻になりましたので、ただ今より第1回損害評価会を開催します。 私は議長選出まで司会を務めさせていただきます、産業振興課の 人見 でございます。 本日はどうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>さて、本日の出席者は 5 名、欠席者は 1 名であり、委員 6 名中、出席委員が過半数の 3 名を超えておりますので、川西市損害評価会運営要綱第 3 条 2 項に基づきまして、この会議は成立していることをここにご報告させていただきます。 それでは、開会にあたりまして西田会長よりご挨拶をお願いいいたします。</p>
会長	<p>本日は皆様、農繁期で何かとお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。これから、台風などの自然災害や、イノシシ、シカなどによる獣害などで被害報告が入ってくるかもしれません。これに備え、損害評価会を行いたいと思いますので、皆様方よろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは川西市損害評価会運営要綱第 3 条第 1 項に基づき、西田会長に議長をお願いしたいと思います。西田会長、どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p><ここで議長就任。西田会長の議長札をひっくり返す。></p>
議長	<p>それでは川西市損害評価会運営要綱第 4 条 2 項に基づきまして、議長の指名により議事録署名人の選任を行います。議事録署名人は、山田委員、橋本委員にお願いいいたします。 それでは、ただ今より報告事項に入ります。</p>
議長	<p>報告事項 平成 2 8 年産水稻引受状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>平成 2 8 年産水稻引受状況について、説明いたします。1 ページをご覧ください。 引受地区は 2 3 地区です。水稻引受戸数は 2 2 0 戸、筆数 7 0 7 筆、 引受面積は 5 千 2 1 0 . 3 a、引受収量は 1 7 万 5 千 3 9 0 kg、農家負担共済掛金は 5</p>

万1千14円、賦課金7万3千440円、農家掛金合計12万4千454円です。
前年と比べますと、9戸の減、45筆の減、312.8aの減、1万1千676kgの減という状況です。

今年度の引受面積の減少要因は、水田を畑作農地として利用されたことや、農地転用や農地の売却などです。

このため、引受面積の減少は続き、前年度に比べ引受面積はおよそ6%減少しております。

次に2ページに移ります。1ページの結果を取りまとめたものを、兵庫県農業共済組合連合会会長理事あてに平成28年産水稲1回作引受通知書として提出しております。引受面積は、システムの関係上小数点以下切り上げとなっております。

以上が平成28年産の水稲引受状況です。

議長

報告事項 平成28年産水稲引受状況について、事務局より説明がありましたが、何かご質問はございませんか？

議長

では、次に報告事項 分割評価割合の基準について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、報告事項 分割評価割合の基準について、ご説明いたします。まず4ページの下部分をご覧ください。

農業共済では、損害評価時に肥培管理の不行き届きや病虫害防除の不適切など、共済事故以外の要因による損害と共済事故による損害とを分けて評価する、いわゆる「分割評価」を行い、共済事故以外の要因による損害については損害として取り扱わず、共済の補償対象とはしないこととなっております。

3ページにお戻りください。

この分割評価を迅速かつ統一的に実施するために「分割評価割合の基準」をあらかじめ定めております。この評価基準は農業共済組合連合会で定められているものであり、これをそのまま使用しようとするものです。説明は以上です。

議長

ただ今の説明内容に、ご質問・ご意見はございませんか。

議長	<p>では、次に報告事項 平成28年産水稻損害評価方法及び日程について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告事項 平成28年産水稻損害評価方法及び日程について、ご説明させていただきます。</p> <p>台風やイノシシ、シカなどによって、水稻の圃場に被害が起きた場合、被害があった農家から損害評価野帳が提出されることとなります。</p> <p>この野帳は、損害評価員を担っていただいている生産組合長あてに提出していただき、生産組合長が近隣の生産組合長と共に事前に圃場を確認したのちに、市へ提出されるものです。</p> <p>このような損害評価の流れにつき、生産組合長会で説明いたしましたことをご説明させていただきます。</p> <p>まず4ページをお開きください。</p> <p>損害評価の大まかな流れから説明いたします。損害評価は、まず農家の被害申告から始まります。損害評価員である生産組合長による悉皆調査 損害評価会委員と市職員による抜取調査 県連合会による実測調査の順に実施します。これらの手続を経て共済減収量を集計し、損害評価会に諮って川西市当初評価案として県連合会に報告いたします。</p> <p>共済の支払の対象となる事故は、風水害や干害をはじめとする以下の項目となります。これらの共済事故以外の減収がある場合には先程の分割評価の基準を用いて分割評価を行います。</p> <p>次に5ページをお開きください。こちらは、野帳の作成について記載しております。生産組合長は検見により調査を行い、全体から被害率を差し引いた「見込収穫率」、分割評価を行った場合は「分割割合と分割事由」などについて記入し、野帳を作成します。</p> <p>次に6ページをお開きください。損害評価員である生産組合長の名簿です。その中で損害評価地区として7班の班分けをしております。</p> <p>例えば黒川地区で被害が発生した場合、生産組合長は同じ東谷C地区内の方に連絡を取り合って複数で、現地で検見調査を行ってもらうこととなります。</p> <p>7ページをお開きください。こちらに野帳の見本を付けております。</p> <p>8ページには、今後の日程を記載しております。</p> <p>8月25日(木)の生産組合長会で損害評価の説明をして野帳をお配りしております。</p>

今後、損害評価野帳の提出があったときは、損害評価会委員の皆様には現地圃場で抜取調査を行っていただきます。調査のお願いは前日までにご連絡いたしますので、調査に参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

そして、10月27日(木)に諮問、答申の損害評価会を予定しております。

お忙しいところ申し訳ございませんが、被害が出ましたら、損害評価会委員の皆様には、急な抜取調査をお願いすることになります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明内容に、ご質問・ご意見はございませんか。

議長

では、次に報告事項 平成28年度水稲損害防止事業について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、平成28年度水稲共済損害防止事業についてご説明いたします。資料の9ページをご覧ください。

水稲共済損害防止事業とは、被害の未然防止と品質の向上、安全な米の生産支援を図るために毎年行われている事業です。

平成27年度の損害防止事業は、農薬「ブイゲットアドマイヤー」の購入補助を実施しました。本年度は、近年獣害が増加していることを踏まえ、また、広く被害の未然防止を図ることを考慮して、アライグマ・ヌートリア用捕獲檻の購入を行います。全体的な獣害防止を図るため、申請書の提出があれば貸出可能にする予定です。

今後の方針につきましては、財源である特別積立金が年々減少していることを踏まえ、損害防止事業は縮小の方向で検討しているところです。説明は以上です。

議長

ただ今の説明内容に、ご質問・ご意見はございませんか。

議長

それでは、本日の報告事項が全て終わりましたので、議長を降壇させていただきます。

閉会 午前10時30分